

「勧誘及び広告等に関する規則」の一部改正について（案）

2020年3月19日

（下線部分変更）

| 改正案   | 現 行  |
|---|--|
| <p>暗号資産交換業に係る勧誘及び広告等に関する規則</p> <p>第1章 総則<br/>（目的）<br/>第1条 本規則は、会員により行われる利用者との暗号資産の売買等その他利用者保護を図る必要のある暗号資産関連取引（定款第3条第6項に規定する暗号資産関連デリバティブ取引を除く。以下同じ。）について、利用者に対して取引を勧誘する行為及び取引の勧誘を目的とする広告並びに景品類の提供等に関し、その適正な業務運営に関する基本事項を定めることにより、勧誘及び広告等の適正化を図り、もって利用者の保護に資することを目的とする。</p> <p>第2章 勧誘<br/>（勧誘の基本姿勢）<br/>第2条 会員は、取引の勧誘に際して、利用者保護の精神に則り、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図るために、利用者に対して的確な情報を提供しなければならない。<br/>2 会員は、利用者の知識、経験、財産の状況、年齢及び暗号資産関連取引に係る契約を締結する目的やリスク管理判断能力等を慎重に勘案し、利用者の意向と実情に即した取引の勧誘を行わなければならない。<br/>3 会員は、取引の勧誘に際しては、自己の判断及び責任で取引を実施すべきことを、利用者に対して適切に理解させなければならない。<br/>（勧誘開始基準）<br/>第3条 会員は、利用者に対し、暗号資産関連取引の勧誘を行うにあたっては、取引の類型ごとに勧誘を開始する基準を定めるものとし、当該基準に適合した者でなければ、当該取引の勧誘を行ってはならない。<br/>2 会員は、未成年及び高齢者に暗号資産関</p> | <p>勧誘及び広告等に関する規則</p> <p>第1章 総則<br/>（目的）<br/>第1条 本規則は、会員により行われる利用者との仮想通貨の売買等その他利用者保護を図る必要のある仮想通貨関連取引について、利用者に対して取引を勧誘する行為及び取引の勧誘を目的とする広告並びに景品類の提供等に関し、その適正な業務運営に関する基本事項を定めることにより、勧誘及び広告等の適正化を図り、もって利用者の保護に資することを目的とする。</p> <p>第2章 勧誘<br/>（勧誘の基本姿勢）<br/>第2条 会員は、取引の勧誘に際して、利用者保護の精神に則り、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図るために、利用者に対して的確な情報を提供しなければならない。<br/>2 会員は、利用者の取引経験、取引目的、財産の状況等を慎重に勘案し、利用者の意向と実情に即した取引の勧誘を行わなければならない。<br/>3 会員は、取引の勧誘に際しては、自己の判断及び責任で取引を実施すべきことを、利用者に対して適切に理解させなければならない。<br/>（勧誘開始基準）<br/>第3条 会員は、利用者に対し、仮想通貨関連取引の勧誘を行うにあたっては、取引の類型ごとに勧誘を開始する基準を定めるものとし、当該基準に適合した者でなければ、当該取引の勧誘を行ってはならない。<br/>2 会員は、未成年及び高齢者に仮想通貨関</p> |

連取引の勧誘を行う場合には、当該会員の業態、規模、利用者分布及び利用者属性並びに社会情勢その他の条件を勘案し、未成年及び高齢者の定義及び提供する取引並びに暗号資産の種類、説明方法、受注方法等に関する社内規則を定め、適正な取引勧誘を行わなければならない。

(勧誘の承諾)

第4条 会員及びその役職員は、暗号資産交換契約（暗号資産の交換等を行うことを内容とする契約に限る。第5項において同じ。）の締結につき、その勧誘に先立って、利用者から当該勧誘を行うことについての承諾を得なければならない。

2 会員及びその役職員は、利用者が勧誘を受ける旨を承諾した場合には、当該承諾の事実を事後に確認できるよう記録・保存しなければならない。

3 会員及びその役職員は、暗号資産交換契約の締結につき、利用者が当該暗号資産交換契約を締結しない旨の意思（当該暗号資産交換契約の締結の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示した場合には、以後、当該利用者を勧誘してはならない。ただし、当該利用者から再び勧誘の要請があった場合にはこの限りではない。

4 会員及びその役職員は、取引の勧誘が目的であることをあらかじめ明示しないで利用者を勧誘してはならない。

5 会員及びその役職員は、暗号資産交換契約の締結については、勧誘を要請していない利用者に対し、訪問し又は電話をかける方法により勧誘を行ってはならない。ただし会員との間で継続的な取引関係にある利用者（勧誘の日前1年間に2以上の暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を行った者に限る。）を除く。

6 会員及びその役職員は、利用者の私生活又は業務の平穩を害するような勧誘を行ってはならない。

(他者による勧誘の禁止)

第5条 会員及びその役職員は、暗号資産交換業者以外の者に、会員のために、利用者に対し

連取引の勧誘を行う場合には、当該会員の業態、規模、利用者分布及び利用者属性並びに社会情勢その他の条件を勘案し、未成年及び高齢者の定義及び提供する取引並びに仮想通貨の種類、説明方法、受注方法等に関する社内規則を定め、適正な取引勧誘を行わなければならない。

(勧誘の承諾)

第4条 会員及びその役職員は、仮想通貨関連取引に係る契約の締結につき、その勧誘に先立って、利用者から当該勧誘を行うことについての承諾を得なければならない。

2 会員及びその役職員は、利用者が勧誘を受ける旨を承諾した場合には、当該承諾の事実を事後に確認できるよう記録・保存しなければならない。

3 会員及びその役職員は、利用者が取引の勧誘を拒絶する意思を示した場合には、以後、当該利用者を勧誘してはならない。ただし、当該利用者から再び勧誘の要請があった場合にはこの限りではない。

4 会員及びその役職員は、取引の勧誘が目的であることをあらかじめ明示しないで利用者を勧誘してはならない。

5 会員及びその役職員は、仮想通貨の証拠金取引及びこれに類する取引に係る契約の締結については、勧誘を要請していない利用者に対し、訪問し又は電話をかける方法により勧誘を行ってはならない。ただし会員との間で継続的な取引関係にある利用者を除く。

6 会員及びその役職員は、利用者の私生活又は業務の平穩を害するような勧誘を行ってはならない。

(他者による勧誘の禁止)

第5条 会員及びその役職員は、仮想通貨交換業者以外の者に、会員のために、利用者に対し

て暗号資産関連取引の勧誘を行わせてはならない。

(特別の利益提供による勧誘の禁止)

第6条 会員は、暗号資産関連取引につき、利用者若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は第三者をして特別の利益の提供を約させることにより勧誘を行ってはならない。

- 2 会員及びその役職員は、利用者による資金又は暗号資産の借入について、その保証、あっせんの便宜を供与することを約して勧誘を行ってはならない。

(虚偽・偽計及び誇大広告の禁止)

第7条 会員及びその役職員は、取引の勧誘に際して、利用者に対し、虚偽の事実を告げてはならない。

- 2 会員及びその役職員は、暗号資産関連取引に係る契約の締結の勧誘に際して、利用者に対し虚偽の表示をし、又は暗号資産の性質、暗号資産交換業者に関する内閣府令(以下「府令」という。)第19条各号に掲げる事項その他重要な事実につき、利用者を誤認させるような表示又は裏付けとなる合理的な根拠を示さない表示をしてはならない。
- 3 会員及びその役職員は、取引の勧誘に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。

(断定的判断の提供禁止)

第8条 会員及びその役職員は、利用者に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれがあることを告げ、又は表示して取引の勧誘を行ってはならない。

(大量推奨販売等の禁止)

第9条 会員及びその役職員は、不特定かつ多数の利用者に対し、公正な価格の形成を損なうおそれのある特定かつ少数の銘柄の暗号資産の買付け若しくは売付けを一定期間継

て仮想通貨関連取引の勧誘を行わせてはならない。

(特別の利益提供の禁止)

第6条 会員及びその役職員は、仮想通貨関連取引につき、利用者若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は利用者若しくはその指定した者に対し特別の利益を保証することを約して(第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。)勧誘を行ってはならない。

- 2 会員及びその役職員は、利用者による資金又は仮想通貨の借入について、その保証、あっせんの便宜を供与することを約して勧誘を行ってはならない。

(虚偽・偽計の禁止)

第7条 会員及びその役職員は、取引の勧誘に際して、利用者に対し、虚偽の事実を告げてはならない。

- 2 会員及びその役職員は、取引の勧誘に際して、利用者に対し虚偽の表示をし、又は重要な事実につき誤解を生じせしめるべき表示をしてはならない。

- 3 会員及びその役職員は、取引の勧誘に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。

(断定的判断の提供禁止)

第8条 会員及びその役職員は、利用者に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれがあることを告げて取引の勧誘を行ってはならない。

(大量推奨販売等の禁止)

第9条 会員及びその役職員は、不特定かつ多数の利用者に対し、公正な価格の形成を損なうおそれのある特定かつ少数の銘柄の仮想通貨又は仮想通貨指数の買付け若しくは売

続して一斉にかつ過度に勧誘してはならない。

- 2 会員及びその役職員は、取引価格の変動を利用して自己又は当該利用者以外の第三者の利益を図ることを目的として、不特定かつ多数の利用者に対し、暗号資産の買付け若しくは売付けを一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘してはならない。

(暗号資産関係情報を利用した勧誘の禁止)

第 10 条 会員及びその役職員は、入手した暗号資産関係情報（「暗号資産交換業に係る暗号資産関係情報の管理体制の整備に関する規則」第 2 条第 1 項に定める意味をいう。）を利用して、利用者の取引を勧誘してはならない。

(対当取引の勧誘禁止)

第 11 条 会員及びその役職員は、自己又は特定の者の利益を図るなどの不当な動機・目的に基づいて、利用者に対し、他の利用者が行う取引の売付又は買付と対当する取引を勧誘してはならない。

(明瞭かつ正確な表示を欠く勧誘の禁止等)

第 12 条 会員（暗号資産の交換等を行わない会員を除く。）及びその役職員は、第 22 条各号に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しないで、暗号資産関連取引に係る契約の締結の勧誘を行ってはならない。

- 2 暗号資産の交換等を行わない会員及びその役職員は、第 22 条第 1 号及び第 2 号に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しないで、暗号資産関連取引に係る契約の締結の勧誘を行ってはならない。

- 3 会員は、勧誘する暗号資産関連取引の内容に関し、勧誘の対象とする利用者に対して的確な情報をもって、明瞭かつ正確な説明を行わなければならない。

(図利目的を助長する勧誘の禁止)

第 13 条 会員及びその役職員は、暗号資産関連取引に係る契約の締結の勧誘に際し、支払手段として利用する目的ではなく、専ら利益を図る目的で暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を行うことを助長するような表示をする行為をしてはならない。

付けを一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘してはならない。

- 2 会員及びその役職員は、取引価格の変動を利用して自己又は当該利用者以外の第三者の利益を図ることを目的として、不特定かつ多数の利用者に対し、仮想通貨又は仮想通貨指数の買付け若しくは売付けを一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘してはならない。

(仮想通貨関係情報を利用した勧誘の禁止)

第 10 条 会員及びその役職員は、入手した仮想通貨関係情報（「仮想通貨関係情報の管理体制の整備に関する規則」第 2 条第 1 項に定める意味をいう。）を利用して、利用者の取引を勧誘してはならない。

(対当取引の勧誘禁止)

第 11 条 会員及びその役職員は、自己又は特定の者の利益を図るなどの不当な動機・目的に基づいて、利用者に対し、他の利用者が行う取引の売付又は買付と対当する取引を勧誘してはならない。

(新設)

(新設)

(契約締結前説明書面の説明)

第14条 会員及びその役職員は、取引の勧誘に際して、協会が別に定める「暗号資産交換業に係る利用者の管理及び説明に関する規則」第8条に定める契約締結前書面を表示し、その内容について、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引契約を締結する目的に照らして当該利用者に理解されるために必要な方法及び程度により説明しなければならない。

第3章 宣伝広告

(広告宣伝等の基本姿勢)

第15条 会員は、広告又は景品類の提供を行う場合には、利用者保護の精神に則り、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図らなければならない。

- 2 会員は、広告の内容に関し、的確な情報をもって、明瞭かつ正確に表示しなければならない。
- 3 会員は、実施する広告又は景品類の提供が本規則に反することが明らかとなった場合には、速やかに、本規則に則した取扱いとするために必要な措置を取らなければならない。過去に実施した広告又は配布した景品類についても、その回収に努めなければならない。

(禁止行為)

第16条 会員は、公序良俗に照らして不適切な場所等（インターネット上のホームページなど広告の内容を伝達するための一切の手段を含む。）及び時間を利用して広告を行ってはならない。

- 2 会員は、利用者の射幸心又は競争心を煽ることを目的として、広告又は景品類の提供を行ってはならない。
- 3 会員は、特定の暗号資産に係る暗号資産関連取引を過度に推奨する目的をもって、広告及び景品類の提供を行ってはならない。
- 4 会員は、その行う暗号資産交換業に関して広告をするに際し、支払手段として利用する目的ではなく、専ら利益を図る目的で暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を行うことを助長するような表示をする行為をし

(契約締結前説明書面の説明)

第12条 会員及びその役職員は、取引の勧誘に際して、協会が別に定める「利用者の管理及び説明に関する規則」第8条に定める契約締結前書面の内容について、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引契約を締結する目的に照らして当該利用者に理解されるために必要な方法及び程度により説明しなければならない。

第3章 宣伝広告

(広告宣伝等の基本姿勢)

第13条 会員は、広告又は景品類の提供を行う場合には、利用者保護の精神に則り、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図らなければならない。

- 2 会員は、広告の内容に関し、的確な情報をもって、明瞭かつ正確に表示しなければならない。
- 3 会員は、実施する広告又は景品類の提供が本規則に反することが明らかとなった場合には、速やかに、本規則に則した取扱いとするために必要な措置を取らなければならない。過去に実施した広告又は配布した景品類についても、その回収に努めなければならない。

(禁止行為)

第14条 会員は、公序良俗に照らして不適切な場所等（インターネット上のホームページなど広告の内容を伝達するための一切の手段を含む。）及び時間を利用して広告を行ってはならない。

- 2 会員は、利用者の射幸心又は競争心を煽ることを目的として、広告又は景品類の提供を行ってはならない。
- 3 会員は、特定の仮想通貨又は仮想通貨指数の取引を過度に推奨する目的をもって、広告及び景品類の提供を行ってはならない。

(新設)

てはならない。

- 5 会員は、景品類を提供する場合には、不正競争防止法及びその関連法規に従い、会員間の公正な競争環境を乱すことなく、これを実施しなければならない。

(第三者による広告等の配布)

第 17 条 会員は、会員の役職員以外の者に広告物(電子媒体を含む。以下、本条において同じ。)又は景品類の配布を行わせる場合には、配布を依頼した役職員の氏名及び配布を請け負った者の氏名、住所、配布を行う方法、場所、配布期間を記録し、保管しなければならない。

- 2 会員は、役職員以外の者に広告物又は景品類の配布を行わせる場合には、配布を行う者に対して、適切に広告物又は景品類の配布を行うために守るべき事項を具体的に示し、その内容を理解させなければならない。

(自社ページ等への誘導表示)

第 18 条 会員が使用するバナー等(第三者が管理するウェブページやメール上に貼付され、会員が指定するウェブページに誘導するための表示をいう。以下同じ。)は、広告とみなす。

- 2 会員は、バナー等(ただし、第 17 条に規定するアフィリエイト広告として用いるバナー等を除く。)を広告として利用する場合、バナー等から遷移し表示されるページに第 20 条に規定する表示事項を記載しなければならない。

- 3 会員は、バナー等から自己のホームページに遷移させる場合には、バナーを付したコンテンツの閲覧者が、会員との暗号資産関連取引に際して誤解を生じさせないために必要な事項を遷移の途中又は会員ホームページに表示し、利用者の注意を促さなければならない。

(アフィリエイト広告の取扱い)

第 19 条 会員は、アフィリエイト広告を行う場合、当該広告を含むコンテンツの内容について、広告等審査基準を適用し、その適否を判断しなければならない。かかる審査の結果、不適切と判断したコンテンツを

- 4 会員は、景品類を提供する場合には、不正競争防止法及びその関連法規に従い、会員間の公正な競争環境を乱すことなく、これを実施しなければならない。

(第三者による広告等の配布)

第 15 条 会員は、会員の役職員以外の者に広告物(電子媒体を含む。以下、本条において同じ。)又は景品類の配布を行わせる場合には、配布を依頼した役職員の氏名及び配布を請け負った者の氏名、住所、配布を行う方法、場所、配布期間を記録し、保管しなければならない。

- 2 会員は、役職員以外の者に広告物又は景品類の配布を行わせる場合には、配布を行う者に対して、適切に広告物又は景品類の配布を行うために守るべき事項を具体的に示し、その内容を理解させなければならない。

(自社ページ等への誘導表示)

第 16 条 会員が使用するバナー等(第三者が管理するウェブページやメール上に貼付され、会員が指定するウェブページに誘導するための表示をいう。以下同じ。)は、広告とみなす。

- 2 会員は、バナー等(ただし、第 17 条に規定するアフィリエイト広告として用いるバナー等を除く。)を広告として利用する場合、バナー等から遷移し表示されるページに第 20 条に規定する表示事項を記載しなければならない。

- 3 会員は、バナー等から自己のホームページに遷移させる場合には、バナーを付したコンテンツの閲覧者が、会員との仮想通貨関連取引に際して誤解を生じさせないために必要な事項を遷移の途中又は会員ホームページに表示し、利用者の注意を促さなければならない。

(アフィリエイト広告の取扱い)

第 17 条 会員は、アフィリエイト広告を行う場合、当該広告を含むコンテンツの内容について、広告等審査基準を適用し、その適否を判断しなければならない。かかる審査の結果、不適切と判断したコンテンツを

アフィリエイト広告に利用してはならない。

2 会員は、アフィリエイト広告の実施期間中に、その利用するコンテンツ内に広告等審査基準に照らし不適切な内容を検知した場合には、当該コンテンツの内容が適切な状態を回復しない限り、当該コンテンツの利用を継続してはならない。

3 会員は、アフィリエイト広告の実施期間中、利用するコンテンツの監視に努めなければならない。

(アフィリエイトによる勧誘の禁止)

第20条 会員は、アフィリエイト広告を行う場合には、第5条の定めに従って、アフィリエイト（暗号資産交換業者の登録を有する者を除く。）に対し、暗号資産関連取引の勧誘を委託してはならない。

2 会員は、当該アフィリエイトが会員のために暗号資産関連取引の勧誘を行った場合には、当該アフィリエイトとの契約を解除することを、あらかじめアフィリエイトとの間で合意しなければならない。

3 会員は、前項に定める合意に反し、アフィリエイトが暗号資産関連取引を勧誘したことを確認した場合には、直ちに当該アフィリエイトとの契約を解除しなければならない。

4 会員は、アフィリエイトが暗号資産関連取引の勧誘を行うことを誘発させ、又は助長させるおそれのある過度なインセンティブを、アフィリエイトに対して付与してはならない。

(口コミサイト等に関する留意事項)

第21条 会員は、役職員の SNS への発言及び口コミサイトへの情報掲載について、広告に該当するおそれがある場合には、あらかじめ広告審査を実施し、その他広告の取扱いにおいて必要な管理を施さなければならない。

2 会員は、役職員による SNS への発言及び口コミサイトへの情報掲載に関し、会員の許可なく広告に該当する恐れのある発

アフィリエイト広告に利用してはならない。

2 会員は、アフィリエイト広告の実施期間中に、その利用するコンテンツ内に広告等審査基準に照らし不適切な内容を検知した場合には、当該コンテンツの内容が適切な状態を回復しない限り、当該コンテンツの利用を継続してはならない。

3 会員は、アフィリエイト広告の実施期間中、利用するコンテンツの監視に努めなければならない。

(アフィリエイトによる勧誘の禁止)

第18条 会員は、アフィリエイト広告を行う場合には、第5条の定めに従って、アフィリエイト（仮想通貨交換業者の登録を有する者を除く。）に対し、仮想通貨関連取引の勧誘を委託してはならない。

2 会員は、当該アフィリエイトが会員のために仮想通貨関連取引の勧誘を行った場合には、当該アフィリエイトとの契約を解除することを、あらかじめアフィリエイトとの間で合意しなければならない。

3 会員は、前項に定める合意に反し、アフィリエイトが仮想通貨関連取引を勧誘したことを確認した場合には、直ちに当該アフィリエイトとの契約を解除しなければならない。

4 会員は、アフィリエイトが仮想通貨関連取引の勧誘を行うことを誘発させ、又は助長させるおそれのある過度なインセンティブを、アフィリエイトに対して付与してはならない。

(口コミサイト等に関する留意事項)

第19条 会員は、役職員の SNS への発言及び口コミサイトへの情報掲載について、広告に該当するおそれがある場合には、あらかじめ広告審査を実施し、その他広告の取扱いにおいて必要な管理を施さなければならない。

2 会員は、役職員による SNS への発言及び口コミサイトへの情報掲載に関し、会員の許可なく広告に該当する恐れのある発

|  |  |
|--|--|
| <p>言又は情報掲載を行わぬように役職員を教育しなければならない。</p> <p>3 会員及びその役職員は、広告を目的に第三者に SNS への発言及び口コミ情報の掲載を依頼し、行わせてはならない。</p> <p>4 会員及びその役職員は、SNS への発言及び口コミ情報の掲載を利用し、自ら又は第三者を通じて他の会員及びその役職員を誹謗中傷してはならない。</p> <p>(広告における表示事項)</p> <p>第 22 条 会員は、<u>暗号資産関連取引</u>に関し、広告を行う場合には、次の各号に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>(1)会員の商号</p> <p>(2)<u>暗号資産交換業者である旨及びその登録番号</u></p> <p>(3) <u>認定資金決済事業者協会に所属する旨</u><br/>(削除)</p> <p>(4)<u>暗号資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと</u></p> <p>(5)<u>暗号資産の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由</u></p> <p>(6)<u>暗号資産は対価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。</u></p> <p>(削除)</p> | <p>言又は情報掲載を行わぬように役職員を教育しなければならない。</p> <p>3 会員及びその役職員は、広告を目的に第三者に SNS への発言及び口コミ情報の掲載を依頼し、行わせてはならない。</p> <p>4 会員及びその役職員は、SNS への発言及び口コミ情報の掲載を利用し、自ら又は第三者を通じて他の会員及びその役職員を誹謗中傷してはならない。</p> <p>(広告における表示事項)</p> <p>第 20 条 会員は、<u>仮想通貨関連取引 (証拠金取引を除く。)</u>に関し、広告を行う場合には、次の各号に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>(1)会員の商号又は名称</p> <p>(2)<u>仮想通貨交換業者の登録番号</u></p> <p>(3)<u>協会に所属する旨</u></p> <p>(4)<u>広告内容に関する問い合わせ方法</u></p> <p>(新設)</p> <p>(5)<u>取引に関し、利用者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項</u></p> <p>イ <u>取引に関して利用者が支払うべき手数料、報酬その他の対価</u></p> <p>ロ <u>仮想通貨に内在するリスク</u></p> <p>ハ <u>仮想通貨関連取引に関する重要な事項について利用者の不利益となる事実</u></p> <p>(新設)</p> <p>2 会員は、<u>証拠金取引</u>に関し、広告を行う場合には、前項各号に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>イ <u>証拠金取引に関して利用者が取引証拠金、保証金その他の担保を預託しなければならない場合には、その旨及び預託する額又はその計算方</u></p> |
|--|--|



(必要事項の表示方法)

第 23 条 会員は、前条の規定により広告に表示する事項については、府令第 17 条の定めに従い、明瞭かつ正確に表示しなければならない。

- 2 会員は、インターネットを通じて行う広告については、広告に該当する箇所から認識しやすい位置に前条に規定する事項を表示しなければならない。ただし、他のページに遷移するリンクを広告に該当する表示付近に設ける場合には、当該リンクにより遷移する最初のページに表示することを妨げない。

(削除)

法

ロ 証拠金取引において、利用者が預託する証拠金等を上回る損失が発生する可能性がある場合にはその要因と理由

ハ 証拠金率(当該比率を算出することができない場合にあっては、その旨及びその理由)

(必要事項の表示方法)

第 21 条 会員は、前条の規定により広告に表示する事項については、利用者が十分かつ容易に視認できるようにしなければならない。

- 2 会員は、インターネットを通じて行う広告については、広告に該当する箇所から認識しやすい位置に前条に規定する事項を表示しなければならない。ただし、他のページに遷移するリンクを広告に該当する表示付近に設ける場合には、当該リンクにより遷移する最初のページに表示することを妨げない。

(動画及び屋外広告の表示)

第 22 条 会員は、動画又は屋外広告を行う場合には、第 20 条に規定する事項に代わり、次の各号に掲げる事項を表示することができる。ただし、利用者が容易に視認することができる状態で表示することができる場合には、同条に規定する事項を表示しなければならない。

(1)会員の商号又は氏名

(2)仮想通貨交換業者の登録番号

(3)仮想通貨は法定通貨ではない旨

(4)価格変動による損失が生じるリスクがある旨

(5)利用者が預託する金銭等の額を上回る損失が生じるおそれのある取引については投資金額を上回る損失が生じる可能性があること。

(6)仮想通貨関連取引を開始するにあたり、あらかじめ利用者に対して書面の交付その他の適切な方法により提供される情報の内容を十分に確認すべき旨

3 会員は、動画を用いて行う広告について、前項各号の事項を表示する場合には、視聴者が十分に視認することができる表示時間及び文字サイズを用いて行わなければならない。

(音声のみによって行われる広告)

第 24 条 会員は、ラジオなど音声を通じてのみ行われる広告を利用する場合には、前条各号の事項を聴取者が十分に聞き取れる速度と音量をもって、音声にて伝えなければならない。

(不実表示の禁止等)

第 25 条 会員は、虚偽の表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をして広告及び景品類の提供を行ってはならない。

2 会員は、暗号資産関連取引に関し、次の各号に掲げる事項について広告する場合には、その内容を適切に表示しなければならない。

- (1)取引を行うことによる利益の見込み
- (2)契約の解除に関する事項
- (3)契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項
- (4)契約に係る損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する事項
- (5)会員の資力又は信用に関する事項
- (6)会員の取引の実績に関する事項
- (7)契約に関して利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法に関する事項

3 会員は、次の各号のいずれか該当し又は該当するおそれのある広告の表示を行ってはならない。

- (1)取引の信義則に反するもの
- (2)会員企業の品位を損なうもの
- (3)関連法令等に違反する表示のあるもの
- (4)脱法行為を示唆する表示のあるもの
- (5)利用者の判断を誤らせる表示のあるもの(取引に関する課税を不正に免れる表示を含む。)

2 会員は、動画を用いて行う広告について、前項各号の事項を表示する場合には、視聴者が十分に視認することができる表示時間及び文字サイズを用いて行わなければならない。

(音声のみによって行われる広告)

第 23 条 会員は、ラジオなど音声を通じてのみ行われる広告を利用する場合には、前条各号の事項を聴取者が十分に聞き取れる速度と音量をもって、音声にて伝えなければならない。

(不実表示の禁止等)

第 24 条 会員は、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をして広告及び景品類の提供を行ってはならない。

2 会員は、前項の規定に従い、仮想通貨関連取引に関し、次の各号に掲げる事項について広告する場合には、その内容を適切に表示しなければならない。

- (1)取引を行うことによる利益の見込み
- (2)契約の解除に関する事項
- (3)契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項
- (4)契約に係る損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する事項
- (5)会員の資力又は信用に関する事項
- (6)会員の取引の実績に関する事項
- (7)契約に関して利用者が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項

3 会員は、次の各号のいずれか該当し又は該当するおそれのある広告の表示を行ってはならない。

- (1)取引の信義則に反するもの
- (2)会員企業の品位を損なうもの
- (3)関連法令等に違反する表示のあるもの
- (4)脱法行為を示唆する表示のあるもの
- (5)利用者の判断を誤らせる表示のあるもの(取引に関する課税を不正に免れる表示を含む。)

- (6)取引の公正な競争を妨げるもの
- (7)恣意的又は過度に主観的な表示のあるもの（バナー広告等におけるものを含むが、これに限られない。）
- (8)判断、評価等が入る場合において、その根拠を明示せず、又は誤解を生じせしめるもの
- (9) 暗号資産の性質、府令第 19 条各号に掲げる事項その他重要な事実につき、利用者を誤認させるような表示又は裏付けとなる合理的な根拠を示さない表示のあるもの
- (10) 利用者に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実にすると誤解されるおそれのある表示のあるもの

（比較広告に関する留意事項）

第 26 条 会員は、自己と他者を比較して広告を行う場合には、次の各号に従い、適切に行わなければならない。

- (1)客観的に実証されていること。
- (2)正確かつ適正に引用していること。
- (3)比較の方法が公正であること

- 2 会員は、比較広告を行う場合は、比較対象範囲及び抽出基準その他比較の適正を示す事項を明らかにしなければならない。
- 3 広告審査担当者（第 32 条 1 項に定める意味をいう。以下、本条において同じ。）は、比較すべきデータその他の情報を検証し、比較広告の内容に誤りのないことを審査しなければならない。
- 4 広告審査担当者は、前項により用いるデータその他の情報を審査資料として保管しなければならない。

（協会による指導等）

第 27 条 会員は、会員が行う広告又は景品類の提供に対し、協会から確認を求められた場合には、速やかに応じなければならない。

- 2 会員は、協会により広告又は景品類の提供に対する指導を受けた場合には、速やかにこれに応じ、広告又は景品類の提供について修正その他の対応を計らなければならない。

- (6)取引の公正な競争を妨げるもの
- (7)恣意的又は過度に主観的な表示のあるもの（バナー広告等におけるものを含むが、これに限られない。）
- (8)判断、評価等が入る場合において、その根拠を明示せず、又は誤解を生じせしめるもの

（新設）

（比較広告に関する留意事項）

第 25 条 会員は、自己と他者を比較して広告を行う場合には、次の各号に従い、適切に行わなければならない。

- (1)客観的に実証されていること。
- (2)正確かつ適正に引用していること。
- (3)比較の方法が公正であること

- 2 会員は、比較広告を行う場合は、比較対象範囲及び抽出基準その他比較の適正を示す事項を明らかにしなければならない。
- 3 広告審査担当者（第 31 条 1 項に定める意味をいう。以下、本条において同じ。）は、比較すべきデータその他の情報を検証し、比較広告の内容に誤りのないことを審査しなければならない。
- 4 広告審査担当者は、前項により用いるデータその他の情報を審査資料として保管しなければならない。

（協会による指導等）

第 26 条 会員は、会員が行う広告又は景品類の提供に対し、協会から確認を求められた場合には、速やかに応じなければならない。

- 2 会員は、協会により広告又は景品類の提供に対する指導を受けた場合には、速やかにこれに応じ、広告又は景品類の提供について修正その他の対応を計らなければならない。

- 3 前項の結果、会員に生じる損害については会員自身が負うものとし、協会にこれを求償することはできない。

#### 第4章 業務管理

(広告に関する社内規則)

第28条 会員は、勧誘、広告及び景品類の提供の実施に関する社内規則を定めなければならない。

- 2 会員は、広告方法及び内容並びに景品類の提供方法及び提供する景品が適切であることを確認するための審査基準を定めなければならない。
- 3 会員は、勧誘、広告及び景品類の提供業務並びに第32条に基づく広告等の審査に関する業務に対し、内部監査を行わなければならない。

(営業員の管理)

第29条 会員は、会員の営業所以外の場所で取引の勧誘を行う役職員（以下「営業員」という。）の氏名及び所属部署、営業員としての登録日及び登録廃止日を記録した営業職員簿を作成し、保管しなければならない。

- 2 会員は、営業員以外の役職員に、営業所以外の場所で、利用者の勧誘行為を行わせてはならない。

(営業責任者)

第30条 会員は、営業員の業務行為を統括する責任者（以下「営業責任者」という。）を定めなければならない。

- 2 営業責任者は、営業員の業務行為を監督するほか、営業員が適切に利用者の勧誘を行うための業務上の指導及び教育を行わなければならない。

(広告の管理)

第31条 会員は、広告及び景品類の提供を適切に行うために必要な体制を整備しなければならない。

- 2 会員は、会員の役職員が、会員の許可なく広告又は景品類の提供を行わないように、その行動を管理しなければならない。
- 3 会員は、使用する広告及び景品類を管理するための管理簿を設け、行った広告等を

- 3 前項の結果、会員に生じる損害については会員自身が負うものとし、協会にこれを求償することはできない。

#### 第4章 業務管理

(広告に関する社内規則)

第27条 会員は、勧誘、広告及び景品類の提供の実施に関する社内規則を定めなければならない。

- 2 会員は、広告方法及び内容並びに景品類の提供方法及び提供する景品が適切であることを確認するための審査基準を定めなければならない。
- 3 会員は、勧誘、広告及び景品類の提供業務並びに第31条に基づく広告等の審査に関する業務に対し、内部監査を行わなければならない。

(営業員の管理)

第28条 会員は、会員の営業所以外の場所で取引の勧誘を行う役職員（以下「営業員」という。）の氏名及び所属部署、営業員としての登録日及び登録廃止日を記録した営業職員簿を作成し、保管しなければならない。

- 2 会員は、営業員以外の役職員に、営業所以外の場所で、利用者の勧誘行為を行わせてはならない。

(営業責任者)

第29条 会員は、営業員の業務行為を統括する責任者（以下「営業責任者」という。）を定めなければならない。

- 2 営業責任者は、営業員の業務行為を監督するほか、営業員が適切に利用者の勧誘を行うための業務上の指導及び教育を行わなければならない。

(広告の管理)

第30条 会員は、広告及び景品類の提供を適切に行うために必要な態勢を整備しなければならない。

- 2 会員は、会員の役職員が、会員の許可なく広告又は景品類の提供を行わないように、その行動を管理しなければならない。
- 3 会員は、使用する広告及び景品類を管理するための管理簿を設け、行った広告等を

容易に検索できるように管理しなければならない。

- 4 会員は、広告及び景品類の提供を管理する者及び会員の業容や広告の媒体、内容、規模等に応じた決裁基準を定めなければならない。
- 5 会員は、使用した広告及び景品類のサンプルを、会員が定める期間、保存しなければならない。ただし、物理的に保存することができない場合には、使用する 広告又は景品類に代えてその内容が具体的に判別することができるように記録し、保管しなければならない。
- 6 会員は、広告及び景品類の提供を行った日時、場所、配布を行った場合には当 該配布を行った者及び第3項の管理簿に記載した事項、次条第3項の審査結果その他の情報を記録し、前項の保存する広告物又は資料とともに保管しなければならない。

(広告等の審査)

第32条 会員は、広告及び景品類の提供に係る業務を担当する部署及び前条第4項に定める管理者から独立した者を広告審査担当者として定めなければならない。

- 2 前項の担当者は、会員が定める広告審査基準及び前条第4項に定める決裁基準に従い、会員が行う広告の方法、及び内容、景品類の提供方法及び提供する景品が適切であることをあらかじめ確認し、その結果を保管しなければならない。
- 3 会員は、前条第6項の記録に関し、前項の審査結果を記載しなければならない。
- 4 会員は、広告又は景品類の提供期間中又は終了後、実際の広告及び景品類の提供が社内規則及び決裁指示に従い、適切に行われたか確認しなければならない。

第5章 誤認防止等

(登録証の表示)

第33条 会員は、暗号資産交換業者の登録番号及び協会の会員である旨を記した登録証を、本店及び営業所に掲示しなければならない。

容易に検索できるように管理しなければならない。

- 4 会員は、広告及び景品類の提供を管理する者及び会員の業容や広告の媒体、内容、規模等に応じた決裁基準を定めなければならない。
- 5 会員は、使用した広告及び景品類のサンプルを、会員が定める期間、保存しなければならない。ただし、物理的に保存することができない場合には、使用する 広告又は景品類に代えてその内容が具体的に判別することができるように記録し、保管しなければならない。
- 6 会員は、広告及び景品類の提供を行った日時、場所、配布を行った場合には当 該配布を行った者及び第3項の管理簿に記載した事項、次条第3項の審査結果その他の情報を記録し、前項の保存する広告物又は資料とともに保管しなければならない。

(広告等の審査)

第31条 会員は、広告及び景品類の提供に係る業務を担当する部署及び前条第4項に定める管理者から独立した者を広告審査担当者として定めなければならない。

- 2 前項の担当者は、会員が定める広告審査基準及び前条第4項に定める決裁基準に従い、会員が行う広告の方法、及び内容、景品類の提供方法及び提供する景品が適切であることをあらかじめ確認し、その結果を保管しなければならない。
- 3 会員は、前条第6項の記録に関し、前項の審査結果を記載しなければならない。
- 4 会員は、広告又は景品類の提供期間中又は終了後、実際の広告及び景品類の提供が社内規則及び決裁指示に従い、適切に行われたか確認しなければならない。

第5章 誤認防止等

(登録証の表示)

第32条 会員は、仮想通貨交換業者の登録番号及び協会の会員である旨を記した登録証を、本店及び営業所に掲示しなければならない。

2 会員は、自ら管理するインターネット上のコンテンツに対し、暗号資産交換業者である旨、暗号資産交換業者登録番号及び当協会の会員である旨を表示しなければならない。

(誤認防止)

第 34 条 会員は、他の暗号資産交換業者が現に用いている商号若しくは名称と同一の商号若しくは名称又は他の暗号資産交換業者と誤認されるおそれのある商号若しくは名称を用いてはならない。

2 会員は、法定通貨又は金融商品取引その他の金融関連取引と誤解される名称を用いて取引を行ってはならない。

2 会員は、自ら管理するインターネット上のコンテンツに対し、仮想通貨交換業者である旨、仮想通貨交換業者登録番号及び当協会の会員である旨を表示しなければならない。

(誤認防止)

第 33 条 会員は、他の仮想通貨交換業者が現に用いている商号若しくは名称と同一の商号若しくは名称又は他の仮想通貨交換業者と誤認されるおそれのある商号若しくは名称を用いてはならない。

2 会員は、法定通貨又は金融商品取引その他の金融関連取引と誤解される名称を用いて取引を行ってはならない。